

由布市告示第77号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

令和2年5月1日

由布市長 相馬 尊重

第1 競争入札に付する事項

1	業務名	令和2年度新型コロナウイルス緊急対策事業 市道草刈業務委託
2	業務場所	大分県由布市内
3	履行期間	本契約締結日の翌日から 令和2年6月19日 予定
4	業務件数	第3の入札手続きの6にて入札参加資格を有すると認められた者と同数の業務件数を発注する。
5	落札制限	本業務にて落札者となることのできる業務は、1者につき1件とする。 順次開札を行い、開札業務順に落札者を決定し、落札者となった者は、次の業務以降の入札については、全て無効として取り扱うものとする。 なお開札順は、別途通知する。
6	業務概要	市道の草刈、集積、処分業務 ※1業務当たり、約3km程度の草刈、集積、処分作業を予定。 ※詳細な業務箇所等については、入札参加資格を有すると認められた者へ別途通知する。
7	入札書等の様式	第3の入札手続きの6にて入札参加資格を有すると認められた者へ別途通知する。
8	予定価格	事後公表とする。
9	最低制限価格	設定しない。
10	特記事項	<u>・新型コロナウイルス緊急対策として離職・休業等による生活困窮対策を目的とする事業であり、申請書等に虚偽が判明した場合には、指名停止要綱に基づく指名停止を行う。</u> ・契約締結までに入札参加資格要件を喪失した場合は、指名停止の対象としない。

第2 競争参加資格

本案件については、次の要件を全て満たす者に限り入札参加を認める。

(1)	由布市の入札参加資格の認定	<p>次の①または②の資格認定を受けている者。</p> <p>① 令和2年度競争入札参加有資格者名簿（工事）に登録されている者。 ② 令和2年度競争入札参加有資格者名簿（委託）に登録され、許可業種の13除草草刈下刈の認定を受けている者。</p> <p>由布市建設工事請負契約の競争入札参加者資格等に関する規程（平成17年告示第2号）による資格認定及び由布市各種委託業務等の指名競争入札参加者資格等に関する要綱（平成17年告示第7号）以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく。</p>
(2)	本店等の所在地	由布市内に本店があること。
(3)	新型コロナウイルスの影響で離職・休業等した人の雇用状況	<p>次の①または②の要件を満たすこと。</p> <p>①令和2年2月1日～令和2年5月19日までの間に離職した人を、本業務の契約締結日時点で雇用している企業等、または契約締結日までに雇用を予定している企業等であること。</p> <p>②新型コロナウイルスの影響で就業日数が減少し生活が困窮していると判断できる人を雇用している企業等、または契約締結日までに雇用を予定している企業等</p>
(4)	雇用期間	上記(3)に該当する人を必ず、業務の実作業日数以上の雇用を確約すること。（実作業日数は業務量により由布市にて設定する。）
(5)	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5)	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(6)	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
(7)	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
(8)	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

第3 入札手続等

1	担当課	郵便番号879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市財政課契約検査室（本館2階） 電話097-582-1111（内線）1253 佐藤・田中	
2	公告内容の 交付期間等	(1) 交付期間	令和2年5月1日（金）から 令和2年5月12日（火）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		(2) 交付場所	由布市財政課契約検査室（本館2階）
		(3) 交付方法	交付については、直接交付によるほか由布市ホームページでも行う
		由布市ホームページ http://www.city.yufu.oita.jp/	
3	設計図書等について	5月13日以降、入札参加資格を有すると認められた者へ別途通知する。	
4	設計図書等の 質疑応答等	(1) 提出期間	由布市が設計等を送付した後 から 令和2年5月15日（金）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		(2) 提出場所	由布市庄内町柿原302番地 由布市建設課 安部（新館2階） 電話 097-582-1111（内線）2217 FAX 097-582-1359
		(3) 提出方法	書面（様式自由）で提出すること FAXでの質問の際は必ず受信確認を行うこと
		(4) 回答書の 閲覧方法 と期間	質問書の提出を受けた日から起算して1日以内（土曜日、 日曜日及び祝日等の休日を除く）に入札参加者有資格者へ FAXにて知らせる
5	競争入札参加資格確認 申請書及び競争参加資格 確認資料（以下「確認 申請書等」という。）の提出 期間等	(1) 提出期間	令和2年5月7日（木）から 令和2年5月12日（火）まで の開庁日の午前9時から午後5時まで
		(2) 提出方法	持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）。 郵送の場合は、提出期間の最終日必着。封筒に「入札参加 資格確認申請書在中」と朱書きすること。
		(3) 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式第1号 競争入札参加資格確認申請書（提出必須） ・別紙様式第2号 誓約書（必要な場合に提出） ・各種証明資料を添付すること （別紙様式第1号を熟読のこと） ※参加資格についての詳細は、お問い合わせください

		(4) 注意事項	<p>① 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。</p> <p>② 提出された確認申請書等は、競争参加資格の確認以外に使用しない。</p> <p>③ 提出された確認申請書等は、返却しない。</p> <p>④ 提出期限後も契約締結時までは、発注者の指示により追加及び再提出は可能とする。</p>
6	競争参加資格確認通知書の交付	競争参加資格の有無についての確認の審査終了後、競争参加資格確認通知書を令和2年5月14日（木）までに通知する。	
7	入札保証金	免除とする。	

第4 入札及び開札

1	入札及び開札の日時等	(1) 開札予定日時	<p>令和 2 年 5 月 1 9 日 (火)</p> <p>午後 1 時 3 0 分 開札</p> <p>ただし、<u>入札書の提出期限は</u> <u>令和2年5月19日(火)</u> <u>午後1時00分(必着)</u></p> <p>全ての入札参加者の入札書が提出された場合は、開札日時を早めることがある</p>
		(2) 開札場所	<p>由布市庄内町柿原302番地</p> <p>由布市役所本庁舎 本館2階 財政課にて</p>
		(3) 入札書提出先	<p>入札書の提出場所は、</p> <p>郵便番号879-5498</p> <p>由布市庄内町柿原302番地</p> <p>由布市財政課契約検査室（本館2階）</p> <p>電話097-582-1111</p> <p>(内線)1258 佐藤・田中</p>
		(4) 入札書の提出方法	<p>① <u>書留郵便（簡易書留郵便を含む）または持参により提出すること。</u></p> <p>② 競争参加資格確認通知書の写しと入札書を封入した封筒を表封筒に入れて提出のこと</p>
		(5) 入札参加時の注意点	<p>① 由布市より送付された入札書様式を使用すること。</p> <p>② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
		(6) 入札執行回数	2回までとする。

		(7) 再度入札	1 回目の入札で落札者が決定しない場合、再度入札を執行する旨の通知を行う。再度入札の入札書の郵送方法等は 1 回目と同じ扱いとする。
2	入札の辞退		競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。また、辞退を理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
3	入札保証金	免除	

第5 落札決定

1	由布市契約事務規則第 28 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
2	落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

第6 落札制限

1	本業務にて落札者となることのできる業務は、1 者につき 1 件とする。
2	順次開札を行い、開札業務順に落札者を決定し、落札者となった者は、次の業務以降の入札については、全て無効として取り扱うものとする。
3	開札する業務の順番は、第 3 の入札手続きの 6 にて入札参加資格を有すると認められた者への通知と同時に行う。

第7 契約締結時に資格要件を満たさない場合の取扱い

1	契約締結時点で入札参加資格要件を満たさない場合は、落札の権利を失うこととする。
2	入札参加資格認定で様式第 2 号誓約書を提出していた場合は、契約締結までに離職者を雇用していることを証明する書類の提出がない場合、落札者の権利を失う。
3	上記 1 および 2 の場合は、指名停止の対象とはしない。

第8 契約保証金

免除

第9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- 1 入札者としての資格のない者のした入札
- 2 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- 3 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- 4 同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札

- 5 入札金額を訂正した入札
- 6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- 7 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- 8 申請書等を提出しなかった者のした入札
- 9 予定価格を超える金額での入札
- 10 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- 11 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次の（１）から（４）のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。
 - （１）落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
 - （２）すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合
 - （３）入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合
 - （４）その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

第10 支払い条件

検査合格後の1回払い

第11 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約事務規則、由布市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成21年告示第133号）、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 **契約締結時に雇用している離職者の業務への従事予定、身分を証明する資料を提出することとし、写真管理にて従事者の確認を行う。**
- 3 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の（１）又は（２）に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - （１）指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）
 - （２）公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。（配置予定の技術者が要件を満たさなくなった場合は、第3の6の（４）による。）
- 4 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、上記4の（１）又は（２）に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 5 契約担当者は、契約締結後において、契約者が上記4又は5に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。
- 6 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に上記4の（１）又は（２）に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- 7 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

- 8 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 9 その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。
由布市庄内町柿原302番地
由布市財政課契約検査室（本館2階）
電話 097-582-1111（内線）1258 （佐藤、田中）